

次期埼玉県教育振興基本計画（素案）について

令和5年8月22日
総合教育会議

第1 埼玉県教育振興基本計画について

次期埼玉県教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項）

策定主体：埼玉県、埼玉県教育委員会

計画期間：令和6～10年度の5年間

- ・本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- ・「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」による議決対象の計画

↑ 内容を踏まえる

埼玉教育の振興に関する大綱（地教行法第1条の3）

策定主体：知事

- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や根本となる方針

↑ 参酌する

↑ 参酌する

教育振興基本計画（国）（教育基本法第17条第1項）

策定主体：政府

計画期間：令和5～9年度の5年間

- ・教育振興に関する施策の基本的な方針や講ずべき施策などに関する基本的な計画

第2 次期計画の全体像について

1 次期計画の構成

第1章 総論	1 計画の趣旨・性格・期間	
	2 第3期計画の検証～成果と課題～	令和4年度末時点の成果と課題を検証
	3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化	(1)人口減少と人口構造の変化 (2)経済・雇用情勢の動きと格差の固定化・再生産 (3)身近に迫る脅威と新たな社会への進展 (4)子供をめぐる教育的ニーズの多様化 (5)教職員を取り巻く状況の変化 (6)地域と家庭の状況の変化
	4 取り組むべき課題	(1)社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成 (2)多様なニーズに対応した教育の推進 (3)質の高い学校教育を推進するための環境の充実 (4)家庭・地域の教育力の向上 (5)生涯にわたる学びの推進、文化芸術の振興とスポーツの推進
	5 埼玉教育の基本的な考え方	基本理念、計画全体に共通する視点、目標
第2章 施策の展開	施策、主な取組、施策指標	
第3章 計画の推進に際して	1 社会全体で取り組むための連携・協働	
	2 計画の着実な実現	

2 基本理念

(1) 第3期計画策定時の状況

- ・ **超スマート社会**（Society 5.0）に向けてIoTやビッグデータ、AIなどをはじめとする**技術革新**や**異次元の高齢化**の進展などにより、これまでにない**社会システムの大きな変化**が見込まれる。
- ・ **これからの変化の激しい社会を生き抜くためには**、教育において、生きる力を更に伸ばし、夢や志、豊かな心を持ちつつ、**社会の激しい変化に対応して、主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育てていくことが重要**である。

(2) 次期計画

ア 基本理念の考え方

- ・ 今後の社会を見据えたときに、**超スマート社会に向けた急速な技術革新**や、**超少子高齢社会の到来**など、社会の大きな変化が見込まれ、引き続き、第3期における基本理念の考え方は、変わらずに重要である。
- ・ 第3期計画期間中には、**新型コロナウイルス感染症**の感染拡大や**国際情勢の不安定化**という、**予測困難な時代**の象徴ともいえるべき事態が発生するなど、**社会の変化への対応が差し迫っており、更に充実した学び**が求められている。

イ 基本理念

「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」（第3期計画の基本理念を継承）

この基本理念は、第3期計画の基本理念を継承しつつ、**社会の変化への対応が差し迫っている今、更に充実した学び**にすることで、教育の使命を果たしていくため、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で**深い学び**（「豊かな学び」）によって、**人生や社会の未来を切り拓く力**を育む（「未来を拓く」）ことを目指す。

※ 「埼玉教育の振興に関する大綱」改定案における「社会の動向と変化」（抜粋）

本県は、全国で最も速いスピードで後期高齢者が増加する見込みである一方で、戦後一貫して増加を続けてきた県の人口は減少し、**超少子高齢社会化**が進んでいます。急速な**グローバル化**の進展、**超スマート社会の実現に向けたデジタル技術の発展**など、社会は急激に変化するとともに、**国際情勢の不安定化**や**激甚化・頻発化する自然災害**など、社会課題は多様化・複雑化して山積し、**将来の予測が困難な時代**となっています。

一方で、**新型コロナウイルス感染症**は私たちの行動・意識・価値観に変化をもたらし、デジタル技術の活用を飛躍的に拡大・浸透させるなど、新たな社会生活への変革が進む契機にもなっています。

このような先行き不透明な時代において、力強く、心豊かに生きていくためには、主体的に行動できる力や多様な人々と協働する力とともに、**自ら未来を切り拓くことのできる力**を育てていくことが教育に求められています。

3 計画全体に共通する視点

基本理念の下、次の2点を「計画全体に共通する視点」として新たに設定し、各施策に反映する。

基本理念

豊かな学びで
未来を拓く埼玉教育

計画全体に共通する視点 New

誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる社会を実現するため、誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出される学びを、各施策に取り入れていく必要があるとの考えから設定。
- ・特別支援教育や、外国人児童生徒、貧困、不登校といった多様なニーズへの対応はもちろん、各施策を通じて、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会の実現に向けた教育を推進。

教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ・今後、社会全体のDXが加速していく中、学校教育や社会教育など教育の分野においてもDXを更に推進していくことが不可欠との考えから設定。
- ・デジタル機器・教材の活用はあくまで手段であることや、リアルとの最適な組み合わせにより教育効果が最大となることに留意しつつ、教育データの積極的な利活用による学びの個別最適化や、子供が抱える様々な課題やニーズの早期発見・早期対応、校務の効率化など、各施策にDX推進の視点を反映。

4 目標

基本理念

豊かな学びで
未来を拓く埼玉教育

計画全体に共通する視点

誰一人取り残されない
共生社会の実現に向けた
教育の推進

教育DX（デジタルト
ランスフォーメーショ
ン）の推進

目 標

目標Ⅰ 確かな学力の育成

目標Ⅱ 豊かな心の育成

目標Ⅲ 健やかな体の育成

目標Ⅳ 自立する力の育成

目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進

目標Ⅵ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

目標Ⅶ 家庭・地域の教育力の向上

目標Ⅷ 生涯にわたる学びの推進

目標Ⅸ 文化芸術の振興

目標Ⅹ スポーツの推進

5 施策の展開

目標

目標 1
確かな学力の
育成

施策

施策 1
一人一人の学力を伸ばす教育の推進

施策 2
新しい時代に求められる資質・能力の育成

施策 3
伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する
教育の推進

施策 4
技術革新に対応する教育の推進

施策 5
人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

主な取組

- ・「埼玉県学力・学習状況調査」の実施・活用と指導方法の改善
- ・学習データを活用した個に応じた指導の研究・実践
- ・児童生徒の学習意欲・学力向上の取組の推進
- ・少人数指導などのきめ細かな指導の充実

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 (施策4にも記載)
- ・指導内容・指導方法の工夫・改善
- ・**教科等横断的な学習の充実** New
- ・**地域社会との連携・協働による学びの推進** (施策2・3にも記載) New
- ・**情報活用能力の育成**
- ・読書活動の推進 (施策6にも記載)

- ・伝統と文化を尊重する教育の推進
- ・グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進
- ・世界で活躍できる人材の育成
- ・SDGsの実現に向けた教育の推進 (施策1・2にも記載)
- ・英語をはじめとした外国語教育の充実

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 (施策2にも記載)
- ・科学技術等への関心を高める取組の推進
- ・社会の持続的な発展を牽引する人材の育成

- ・家庭や地域と連携した幼児教育の推進
- ・幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質能力の向上
- ・認定こども園の設置促進
- ・幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続
- ・幼稚園・保育所・認定こども園などを活用した子育て支援の充実
(施策2・2にも記載)

目標

施策

主な取組

目標 II 豊かな心の育成

施策 6
豊かな心を育む教育の推進

- ・ 子供の権利利益を擁護するための取組の推進 New
- ・ 体験活動の推進
- ・ 規律ある態度の育成
- ・ 道徳教育の充実
- ・ 読書活動の推進 (施策 2 にも記載)

施策 7
いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

- ・ いじめ防止対策の推進
- ・ 教育相談活動の推進 (施策 1 4 にも記載)
- ・ 児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実
- ・ 発達支持的生徒指導の推進 New
- ・ 児童生徒の自殺予防対策の推進 New
- ・ 非行・問題行動の防止
- ・ 青少年を有害環境から守るための取組の推進 (施策 2 3 にも記載)
- ・ 立ち直り支援策の推進

施策 8
人権を尊重した教育の推進

- ・ 学校・家庭・地域における人権教育の推進
- ・ 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善
- ・ 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成
- ・ 子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進 New
- ・ 様々な人権課題に対応した教育の充実
- ・ 虐待から子供を守る取組の推進

目標

施策

主な取組

目標Ⅲ 健やかな体の 育成

施策9 健康の保持増進

- ・ 学校保健の充実
- ・ 妊娠・出産・不妊に関する知識の普及啓発と性に関する指導の推進
- ・ 薬物乱用防止教育の推進
- ・ 食育の推進
- ・ 基本的な生活習慣の確立に向けた支援

施策10 体力の向上と学校体育活動の推進

- ・ 児童生徒の体力の向上
- ・ 体育的活動の充実
- ・ 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成
- ・ 持続可能な運動部活動の運営

施策11 キャリア教育・職業教育の推進

- ・ 小・中学校、高等学校における体系的・系統的なキャリア教育・職業教育の推進
- ・ 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進（施策13にも記載）
- ・ 企業等と連携した職場体験活動などの充実
- ・ 専門高校における産業教育の推進
- ・ 専門高校拠点校の整備
- ・ 地域産業や保健・医療・福祉などを支える専門的人材の育成

施策12 主体的に社会の形成に参画する力の育成

- ・ 子供の意見表明による主体性の育成 New
- ・ 主権者教育の推進
- ・ 消費者教育の推進
- ・ 環境教育の推進
- ・ SDGsの実現に向けた教育の推進（施策3にも記載）
- ・ 多様な人材と協働する力の育成

目標Ⅳ 自立する力の 育成

目標

目標Ⅴ
多様なニーズ
に対応した教育
の推進

施策

施策13
障害のある子供への支援・指導の充実

施策14
不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援

施策15
一人一人の状況に応じた支援

主な取組

- ・インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進
- ・特別支援学校などにおける医療的ケアの充実 New
- ・特別支援教育に関する教員の専門性の向上
- ・小・中学校、高等学校などにおける特別支援教育の体制整備
- ・障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進（施策11にも記載）
- ・障害者雇用の推進（施策17にも記載）
- ・障害のある子供たちの生涯学習の推進

- ・教育相談活動の推進（施策7にも記載）
- ・不登校の未然防止の推進
- ・不登校児童生徒への支援の推進
- ・意欲に応える学習機会の提供
- ・高校中途退学防止対策の推進
- ・高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援

- ・経済的に困難な子供への支援
- ・日本語指導が必要な児童生徒への教育支援
- ・ヤングケアラーへの支援 New
- ・学力に課題のある児童生徒への教育支援
- ・LGBTQの児童生徒への支援 New
- ・中学校夜間学級の支援
- ・児童生徒の抱える様々な課題への支援

目標Ⅵ
質の高い学校教育を推進するための環境の充実

施策16
教職員の資質・能力の向上

- ・優れた教職員の確保
- ・教職員研修と調査研究の充実
- ・指導技術の共有の推進
- ・優秀な教職員の表彰等の実施
- ・教職員の人事評価制度の活用
- ・指導が不適切である教員への対応
- ・教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進
- ・教科書採択の公正性・透明性の確保
- ・教職員の心身の健康の保持増進

施策17
学校の組織運営の改善

- ・多様な人材との連携・分担体制の構築
- ・リーダーシップを発揮できる管理職の育成
- ・コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的取組の推進
(施策23にも記載)
- ・学校評価の効果的な活用
- ・学校における働き方改革の推進
- ・地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備 New
(施策23、26、28にも記載)
- ・障害者雇用の推進 (施策13にも記載)

施策18
魅力ある県立高校づくりの推進

- ・社会のニーズに応える特色ある高等学校づくり
- ・適正な学校規模の維持による高等学校の活性化

施策19
子供たちの安心・安全の確保

- ・県立学校施設の安全性の確保
- ・安全教育の推進
- ・学校と教職員の危機管理能力の向上
- ・自然災害から児童生徒の命を守る防災体制の強化
- ・家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

目標

施策

主な取組

目標Ⅵ
質の高い学校教育を推進するための環境の充実

施策20
学習環境の整備・充実

- ・ 県立学校施設の整備推進
- ・ 県立学校図書館の資料や教材の整備・充実
- ・ 県立学校のICT環境の整備
- ・ 修学に対する支援

施策21
私学教育の振興

- ・ 私立学校運営に対する補助
- ・ 私立学校の保護者負担の軽減
- ・ 私立学校施設の耐震化や防災機能強化、高機能化等の促進
- ・ **グローバル教育とICT教育の促進**
- ・ **校務の効率化を図る校務支援システム導入の促進**

New

New

施策22
家庭教育支援体制の充実

- ・ 「親の学習」の推進
- ・ 親子のふれあいへの支援
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園などを活用した子育て支援の充実
(施策5にも記載)
- ・ 子育ての目安「3つのめばえ」の活用促進
- ・ 働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり

目標Ⅶ
家庭・地域の教育力の向上

施策23
地域と連携・協働した教育の推進

- ・ 「彩の国教育の日」の推進
- ・ 地域社会との連携・協働による学びの推進 (施策2にも記載)
- ・ コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的取組の推進
(施策17にも記載)
- ・ 「学校応援団」の活動の充実
- ・ 「放課後子供教室」への支援
- ・ PTAなどの活動への支援
- ・ 青少年健全育成活動の促進
- ・ 青少年を有害環境から守るための取組の推進 (施策7にも記載)
- ・ **地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備**
(施策17、26、28にも記載)

New

目標

施策

主な取組

目標Ⅷ
生涯にわたる
学びの推進

施策24
生涯学び、活躍できる環境整備

- ・「子ども大学」の充実に向けた支援
- ・リカレント教育の推進と学びの成果の活用の支援
- ・げんきプラザを活用した体験活動の充実
- ・障害者の生涯を通じた学びの支援
- ・県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実

施策25
社会教育の推進

- ・新しい県立図書館の検討・推進
- ・多様な学習機会の提供
- ・社会教育関係団体等をつなぐネットワークづくり
- ・学びを活用した地域課題解決への支援

目標Ⅸ
文化芸術の振興

施策26
文化芸術活動の充実

- ・文化芸術活動への参加の促進
 - ・子供たちの文化芸術活動の充実
 - ・障害者の文化芸術活動の支援
 - ・県立美術館などにおける活動の充実
 - ・地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備 New
- (施策17、23、28にも記載)

施策27
伝統文化の保存と持続的な活用

- ・伝統文化の保存・活用・価値の再評価
- ・伝統文化の魅力発信と学ぶ機会の充実
- ・市町村の取組への支援

目標

目標X
スポーツの推進

施策

施策28
スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策29
競技スポーツの推進

主な取組

- ・ スポーツを楽しむことができる多彩な機会の創出
- ・ 子供・若者のスポーツ活動の充実
- ・ 地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備 New
(施策17、23、26にも記載)
- ・ パラスポーツの推進

- ・ スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）の競技力向上
- ・ スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保